

令和6年度第2回

加東市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和7年2月3日（月）13:30～14:42

開催場所 加東市役所 5階 501会議室

会議録

会議の名称	令和6年度第2回加東市国民健康保険運営協議会																		
開催日時	令和7年2月3日(月)午後1時30分から午後2時42分まで																		
開催場所	加東市役所 5階 501会議室																		
<p>議長の氏名 (神戸 洋一)</p> <p>出席及び欠席委員の氏名</p> <p>出席者氏名 (9名)</p> <p>山本いずみ (被保険者を代表する委員)</p> <p>藤原 哲一 (被保険者を代表する委員)</p> <p>岸本 公一 (被保険者を代表する委員)</p> <p>森下 智行 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>服部 知一 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>北吉由紀子 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>神戸 洋一 (公益を代表する委員)</p> <p>中谷眞佐恵 (公益を代表する委員)</p> <p>永田 智子 (公益を代表する委員)</p>																			
<p>説明のため出席した者(事務局職員)の職氏名</p> <table> <tr> <td>市 長</td> <td></td> <td>岩根 正</td> </tr> <tr> <td>市民協働部</td> <td>部 長</td> <td>眞海 秀成</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>保険医療課 課 長</td> <td>片嶋 美紀</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>" 副課長</td> <td>広西 順子</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>" 係 長</td> <td>藤原 由佳</td> </tr> <tr> <td>総務財政部 税務課</td> <td>課 長</td> <td>菅野 勇一</td> </tr> </table>		市 長		岩根 正	市民協働部	部 長	眞海 秀成	"	保険医療課 課 長	片嶋 美紀	"	" 副課長	広西 順子	"	" 係 長	藤原 由佳	総務財政部 税務課	課 長	菅野 勇一
市 長		岩根 正																	
市民協働部	部 長	眞海 秀成																	
"	保険医療課 課 長	片嶋 美紀																	
"	" 副課長	広西 順子																	
"	" 係 長	藤原 由佳																	
総務財政部 税務課	課 長	菅野 勇一																	
<p>議題、会議結果、会議の経過及び資料名</p> <p>1. 議題</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>①令和7年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について</p> <p>②令和7年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について</p> <p>③令和7年度加東市国民健康保険税の税率の改正について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>①令和6年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について</p> <p>②その他</p> <p>2. 会議結果</p> <p>(1) 諮問事項① 令和7年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について 市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。</p> <p>(2) 諮問事項② 令和7年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正 について 市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。</p>																			

(3) 諮問事項③ 令和7年度加東市国民健康保険税の税率の改正について
市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。

(4) 報告事項① 令和6年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について
事務局から資料に基づき説明を行い、了承を得る。

3. 会議の経過

午後1時30分 開会

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議題

【諮問事項1】 令和7年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について
(事務局) 会議資料に基づき説明

(議長)

只今の説明に対してご質問はありますか。

要は限度額が106万円から109万円に3万円上がりますということですね。

ご質問ないようでしたら質疑を終わらせていただいてもよろしいでしょうか。

これで質疑を打ち切ります。

採決に入りたいと思います。

それでは、諮問事項1 令和7年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正
につきまして、事務局の説明がありましたとおり改正することについて、異存のない
方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

全員挙手でございますので、諮問事項1 令和7年度加東市国民健康保険税に係る課
税限度額の改正につきまして、市の意見が適当であると答申をさせていただきます。

なお、答申書につきましては、私から市長に提出させていただきます。以降の諮問
につきましても、同様とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【諮問事項2】 令和7年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正に
ついて

(事務局) 会議資料に基づき説明

(議長)

只今の説明につきまして、何かご質問はありませんか。

軽減額が上がって、適用を受ける対象者が増えるということですね。

(事務局)

その通りです。

(議長)

資料3ページ、③改正による影響に記載されている課税減額の1,221,375円とはな
んですか？

(事務局)

これは、今回基準額の算定が15,000円や10,000円上がることによって、軽減の対
象者が増えることになりますので、本来入るべき税額が少なくなる。その影響額の試
算となります。

(議長)

何か質問はございますか。

(委員)

税額が少なくなると、どこで補填されるのですか。

(事務局)

公費で補填されますので、被保険者の皆さんに負担いただくものではございませ
ん。国や県などから公費として補填されます。

(委員)

ということであれば、国民健康保険税からではないのですね。

(事務局)

その通りです。

(議長)

法律どおりの金額改正になりますので、公費で補填されることになりますね。

これで質問を打ち切ります。採決に入らせていただきます。

それでは、諮問事項2令和7年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額
の改正について、事務局の説明がありましたとおり異存のない方は挙手をお願いいた
します。

[賛成者挙手]

挙手全員と認めます。諮問事項2 令和7年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について、市の意見が適当であると答申をさせていただきます。

【諮問事項3】 令和7年度加東市国民健康保険税の税率の改正について

(事務局) 会議資料に基づき説明

(議長)

只今説明がありました。質問はございませんか。

要は、県が示す標準保険料率に改正するということですね。

(事務局)

その通りです。

(議長)

基金の6,923,000円は令和6年度の取崩し額ですか。

(事務局)

令和7年度の取崩し見込み額になります。

(議長)

その理由は、どういうことですか。標準保険料率にしても不足が生じるということですか。

(事務局)

はい。市で試算いたしますと、690万円ほどの過不足が発生しますので、その不足分を基金で補填しようとするものでございます。税額の不足分を徴収しようということになりましたら、県が示す以上の保険税を設定することになります。

(議長)

わかりました。これはあくまで、令和7年度の話ですね。

(事務局)

その通りです。

(議長)

基本的に基金の取り崩しとなると、特別な病気が発生したなどといった際に使うものと認識をしている部分があるので、当初予算から不足額を計上しているのには違和感がある。基本的には医療費は自分達で負担するものと考えているので。

(事務局)

限りなく基金の取り崩しが出ないような形で税率の方は設定しております。

試算上、不足額が出る形ではありますが、収納率も3年平均の数値で見込んだ際に、

こちらの金額が推計されてくる状況でございます。

(議長)

収納率はできるだけ100%入れていただくように考えていただきたいですが、結果的に取り崩しをしなくても良いかも知れないということですね。

(委員)

県の標準保険料率に合わせずに、市独自の保険税率を設定するということでは駄目なんですか。

(事務局)

現在、一旦令和9年度を目標に県内の保険料率を統一しようとしている状況でございます。他市では基金があるためその分基金を投入し保険税率を下げ、令和9年度の統一に向かっていこうという所もありますが、加東市としましては、今の基金残額からしましても兵庫県の示す標準保険料率以下に設定するために、基金を投入することが厳しい現状にあると考えています。

(委員)

別に標準保険料率に合わせなくてもいいのではないのか。令和9年度には全市町標準保険料率にしないといけないんですか。

(事務局)

基本的には令和9年度に向けて合わせていくという形になります。

(委員)

市町によって財政状況も違うし、保険税の収納状況も違うし、人口構成もみんな違うのに、どうして標準というか、兵庫県で統一する必要があるんですか。

(議長)

その議論については、確か6年か7年前にあったんです。保険というのは各市町様々で、医療費が高い所や低い所があったり、保険料算定方式も、資産割があったりという市町もありました。それを県では県下相互扶助の考え方ということで、県下統一、同一所得であれば、同じ保険料にして行きましょうという。各市町バラバラだったものが、一本化される。私たちはそれを推進してやってきたんだと思っています。

(委員)

令和9年度に県で統一したら、もうこの議論はやる必要がなくなるのでは。

(事務局)

今は各市町の条例において税率を記載しているため、税率の改正については、被保険者の皆様や代表者の皆さんに協議してから決定しないといけないものにはなります。今後は、各市町によって様々な決定の方法がありますので、今後どの

ように決定していくかは協議中でございます。

(議長)

県が示す標準保険料率は、各市町によって違っているんですか。

(事務局)

各市町によって異なっております。

(委員)

違うんですか。

(事務局)

現在は異なっているんですが、それを令和9年度に向けて合わせていこうというものになります。

委員がおっしゃってくださっていますように、この標準保険料率の考え方としましては、今まで各市町で医療費を負担していたときは、例えば凄く大きな手術をされた方が多くいらっしゃったら、急にその年の給付費は膨れ上がってしまい、基金などで対応しなければなりませんでした。現在は兵庫県下で医療費を相互扶助しているため、各市町から納めた納付金などを活用し、県から普通交付金という形で交付してもらっている。その年度に急激に医療費を支払わないといけないということではなく、医療費を県全体で相互扶助していただくという仕組みになります。

(委員)

基本的には加東市にはそんな高額な手術をするような病院が何軒もあるわけじゃないので、医療費は少ないですね。

(事務局)

病院の所在地ではなく、加東市の方が受診した医療費になります。

(委員)

なるほど。分かりました。

(議長)

他に質問ございませんか。

ご意見無ければ採決をしてもよろしいでしょうか。

それでは、諮問事項3、令和7年度加東市国民健康保険税の税率の改正につきまして、事務局の説明のとおり改正することについて、異存のない方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

挙手全員。諮問事項3、令和7年度加東市国民健康保険税の税率の改正につきまして、市の意見が適当であると答申をさせていただきます。

これで諮問3項目すべて終わりました。

【報告事項】令和6年度加東市国民健康保険特別会計決算見込みについて
(事務局) 会議資料に基づき説明

(議長)

何かご質問はございますか。

葬祭費の65件とありますが、国民健康保険の加入者で年間65人が亡くなっているんですか。

(事務局)

65人の葬祭費に対応できる予算になります。

(議長)

収納率について、事務局から説明頂けますか。

(事務局)

収納率についてですが、現年分、過年分と分けて考えさせていただくと、現年分では、昨年度実績が94.17%でした。今年度の状況としましては、各月の分を見ておりますと、決算時には1%程度上昇すると見込んでおります。

これは、過去、令和4年度が92.72%、令和3年度が94.25%と横ばいしながら全体に下がってきている傾向がありましたので、今年度は何とか徴収率を上げようと徴収に力を入れて取り組んでおります。

今後の見込みといたしましては、今年1%上昇させ、その後落とすことなく続けて徴収率を上げていこうと取り組んでおります。

これにつきましては、例えば滞納された方の徴収する税額分を差し押さえたり、財産調査などを行うことになるのですが、それとは別に様々な事情もおありだと思いますので、生活実態など相談をさせてもらった上で、その人に合った納税の方法の相談を行っています。

(議長)

本日、市長から加東市のマイナ保険証の利用率が26.16%というお話がありました。基本的には税金の滞納があっても、短期の保険証が廃止されているので、マイナ保険証を使って医療を受けることができるんですね。今までは、1か月証、3か月証

などを交付することで窓口に来てもらって納付相談を行っているという報告を受けていましたが、もう、それは出来なくなっているのでは。

今年の収納率見込みを1%上げるということで、95%程度を見込んでいると思いますが、現実的に短期の被保険者証が無くなったことで収納率が落ちる可能性はあると思いますが、その対策は何か考えておられますか。

(事務局)

今までは短期証を取りに来られる際に納付相談という機会があったのですが、その機会が無くなりましたので、代替案ではありませんが、先ほど申し上げましたとおり、差し押さえなどで滞納されている方との交渉の場を拡大するように努めております。督促状を送ったり、再度送っても納めていただけない方には直ぐに差し押さえをし、相談の場を設けております。

(事務局)

追加で説明をさせていただきます。

収納率につきましては凄く危惧しておりまして、収納率の動向については注視しているところで、参考資料に12月末現在の前年度比較も記載をしておりますが、短期の被保険者証が廃止されて最初の月末でしたが、前年度比0.82ポイント上回っており、現在のところ減少傾向にはなっておりません。

先ほどもご説明させていただきましたが、窓口での納付相談の機会が減少するというので、催告書を送っていますが、その催告書に新たにQRコードを記載して、納付書を紛失されている方が納付書の再交付の申請ができるように取り組んでおります。

(事務局)

前回の発送から改善しておりますが、既に利用者もおられ、効果が出てきているため、期待をしております。

(議長)

収納率については、頑張っているが、数字は上げて行って欲しい。多くの皆さんが正直に払っていただいているので、更に努力をお願いします。

(議長)

他にご質問ございませんか。

なければ、これをもちまして予定しておりました議事すべて終了いたしました。

国民健康運営協議会を終了させていただきます。

皆様のご協力によりまして、議事がスムーズに進行しましたことお礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

(4) 閉会

午後2時45分 閉会

4. 会議資料

- ・令和6年度第2回加東市国民健康保険運営協議会次第
- ・国民健康保険運営協議会委員名簿
- ・資料一式

○加東市国民健康保険運営協議会 資料

- ・諮問事項1 令和7年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について
- ・諮問事項2 令和7年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について
- ・諮問事項3 令和7年度加東市国民健康保険税の税率の改正について
- ・報告事項1 令和6年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について

○令和6年度 第2回加東市国民健康保険運営協議会【参考資料】

- ・加東市国民健康保険加入状況の推移
- ・国民健康保険収納状況（前年同月対比）
- ・保険給付の推移
- ・財政調整基金残高の推移

令和7年 3月28日

議長

神 元 洋 一

署名人

岸 本 公 一

署名人

北 吉 由 記 子